



鳥取県公報

平成 28 年 12 月 20 日(火)
第 8 8 6 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業の廃止の届出（750）（東部福祉保健事務所）・・・・・・・・・・ 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（751）（Ⅱ）・・・・・・・・・・ 2
	鳥獣捕獲等事業の変更の認証（752）（緑豊かな自然課）・・・・・・・・・・ 2
	国土調査の成果の認証（753）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集（30）（教育総務課）・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（原子力安全対策課）・・・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第750号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年12月20日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
一般社団法人ひばり総合福祉会	一般社団法人ひばり総合福祉会	鳥取市富安一丁目205	平成28年12月1日	平成28年12月1日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売

鳥取県告示第751号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年12月20日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社 I A P	あっとほーむ	八頭郡八頭町郡家76-35	平成28年11月24日	平成28年12月31日	介護予防通所介護
とっとり福祉サービス有限会社	とっとり福祉サービス智頭通所介護事業所	八頭郡智頭町大字三吉137-5	平成28年12月6日	"	"
一般社団法人ひばり総合福祉会	一般社団法人ひばり総合福祉会	鳥取市富安一丁目205	平成28年12月9日	平成28年12月1日	介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

鳥取県告示第752号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行ったので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県猟友会	鳥取市湖山町西二丁目413	柴垣 信司	捕獲従事者の狩猟免許の種類	平成28年12月13日

鳥取県告示第753号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成25年度及び平成26年度	米子市(富益町の一部)の地籍図及び地籍簿	米子市富益町の一部	平成28年12月20日
東伯郡三朝町	平成24年度から平成26年度まで	三朝町(大字下畑の一部20123136406)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字下畑の一部	〃
〃	平成25年度及び平成26年度	三朝町(大字大谷の一部20133136402)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字大谷の一部	〃
〃	〃	三朝町(大字田代の一部20133136403)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字田代の一部	〃

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第30号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成28年12月20日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成28年12月26日(月)午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の任命について
 - (2) その他

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品の名称及び数量
モニタリング車 1台
 - (2) 調達物品の仕様
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成29年3月30日(木)
 - (4) 納入場所
倉吉市新町三丁目1080-7 中央タクシー株式会社
 - (5) 契約金額
入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額(以下「入札価格」という。)に100分の108を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その

端数を切り捨てるものとする。)を契約金額とする。

なお、入札価格は、自動車税、自動車取得税、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく預託金等に係る費用を含まない金額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が医療・理化学機器類の計測機器に登録されているものであること。
なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成28年12月26日(月)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。
この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 平成28年12月20日(火)から平成29年1月25日(水)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成28年12月20日(火)から平成29年1月25日(水)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に示される耐用年数の期間において、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 開札日において有効であるIS09001の認証取得を受けている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

電話 0857-26-7854

電子メール genshiryoku-anzen@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

平成28年12月20日(火)から平成29年1月23日(月)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=5179>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成28年12月20日(火)から平成29年1月23日(月)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する鳥取県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年1月25日（水）午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月24日（火）午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に平成29年1月23日（月）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成さ

れた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Monitoring car, Quantity 1

(2) Time limit for the submission of documents for qualification confirmation : 5 :00PM, 23, January, 2017

(3) Time limit for the submission of tenders : 1 :00PM, 25, January, 2017

Time limit for the submission of tenders by registered mail : 5 :00PM, 24, January, 2017

(4) Contact Point for the notice : Goods contract division of accounting general affairs bureau,
Tottori Prefectural Government 1 -220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan
TEL 0857-26-7854